総合福祉部会 第11回

H23. 1. 25 参考資料 1

ちいきせいかつしえんじぎょう みなおし じちたい やくわりさぎょうちーむ11がつようし 【地域 生 活 支援 事 業 の見直しと自治体の 役 割 作 業 チーム11月要旨

しゅうせいばん

修正版】

ぶかいさぎょうちーむ ちいきせいかつしえんじぎょう みなおし じちたい やくわり ぎじめも 11がつ 部会作 業 チーム (地域生 活支援事業の見直しと自治体の役割)議事メモ (11月)

にちじ へいせい ねん がつ にち きん

1. 日時: 平成22年11月19日(金)14:00~17:00

ばしょ こうせいろうどうしょうていそうむね かいこうどう

2. 場所:厚生労働省低層棟2階講堂

しゅっせきしゃ

3. 出席者

もりざちょう たけばたふくざちょう いしばしいいん さかもといいん にしたきいいん わたいいいん 森 座 長、竹 端 副 座 長、石 橋 委員、坂 本 委員、西 滝 委員、渡井委員、あらいいいんだいり ならけんしょうがいふくしかちょう ふるいちし 荒井委員代理(奈良県 障 害 福祉 課 長 古 市氏)

ぎ じようし

4. 議事要旨

そうごうふくしほうせいてい ねんいない めど すうちもくひょう さだ じちたいれべる (総合福祉法制定から5年以内を目処に数値目 標を定めて自治体レベルでせいび きんきゅう じゅうよう ちいきせいかつ きばん ぐたいてき 整備すべき「緊急かつ重要な「地域生活の基盤」とは、具体的にどのようなも

のか?)

すうちもくひょう けいかく <数値 目 標 や計 画について>

ちいきいこう す かくほ ひつよう ぐるーぷほーむ せいび こうえいじゅうたく・地域移行のため「住まい」の確保が必要。 G H の整備や公営住宅のかつよう 活用など。

しょうがいしゃばん けあまね そうせつ そうだんしえん じゅうじつ ひつよう・ 障害者 版のケアマネを創設するなどの相談支援の充実が必要。

にっちゅうしえん しん ひつよう せいび ひつよう 日 中 支援も真に必要なものを整備する必要がある。

おや かのう かぎ こ ちいき く おや きりょく いじ たんき 親は可能な限り子どもと地域で暮らしたい。親が気力を維持するためにも短期にゅうしょしせつ ひつよう たんきにゅうしょしせつ せいび むり ないとけあ せいび入 所施設が必要。短期入所施設の整備が無理なら、ナイトケアの整備がで

きないか。

すうちもくひょう たっせい もにたりんぐ しく ひつよう・数値 目 標が達成できているかモニタリングできる仕組みが必要。

すうちか だいじ とうじしゃ いけん はんえい ひつよう

・どうやって数値化するのかが大事。 当事者の意見が反映される必要がある。

すうち だい き ちーむ かんが わくぐ ば ぎろん

・数値については、第2期のチームで考え、枠組みをこの場で議論する。

ねんいない ちょうかくしょうがいしゃ にん ひとり しゅわつうやくしゃ しちょうそん・5年以内に 聴 覚 障 害者 100人に1人の手話通訳者を市町村に

_{せっち} 設置すべき。

ひっすじぎょう ざいせいてき りゆう すす

・必須事業だが財政的な理由で進んでいない。

そうだんしえんたいせい ちいきじりつしえんきょうぎかい <相談支援体制や地域自立支援協議会について>

そうだんしえんじぎょう じゅうよう ちいきじりつしえんきょうぎかい せっち ほうてき うらづ

・相談支援事業が重要であり、地域自立支援協議会の設置の法的な裏付 ひつよう

けが必要。

じりつしえんきょうぎかい ちょうそんたんどくせっち ひこうりつ ばあい こういき・自立支援協議会は、町村単独設置が非効率となる場合があり、広域 れんけい

連 携 してやっている。

こうじのうきのうしょうがい そうだんなどせんもんてき けん たいおう

・高次脳機能障害の相談等専門的なものは県で対応している。

もう しゃ た しょうがいしゃ くら しょうすう もう しゃむけ ふく

・ 盲 ろう 者 は他の 障 害 者 に 比 べても 少 数 であるため、 盲 ろう者向けの福祉 さーびす とどうふけんれべる じっし サービスは都道府県レベルで実施してほしい。

もう かぎ にんずう すく しょうがいしゃ とどうふけんれべる たいおう・盲 ろうに限らず、人数の少ない障害者については、都道府県レベルで対応

すべき。

せんもんてき こういきてき たいおう とどうふけんれべる たいおう

・専門的・広域的な対応も都道府県レベルで対応すべき。

そうだんしえん にっちゅうかつどうしえん こみゅにけーしょんしえん 【まとめ】住まい、 相 談 支援、 日 中 活 動 支援、コミュニケーション支援について、 そうごうふくしほうせいていじ すうねんかん なん すうちもくひょう つく もに たりん ぐ 総 合 福祉 法 制 定時から 数 年 間で何らかの数値 目 標 を作り、モニタリングする ぐたいてき ないよう だいにきさぎょうち – む ぎろん 仕組みをつくる。その具 体 的な 内 容 は第二期 作 業 チームで議論してもらう。地域 自立 しえんきょうぎかい けいかくたっせい よう やくわり にな 支援協議会は計画達成のための要の役割を担うべきであり、市町村ないし ひつち ぎむ しかくしょうがい ちょうかくしょうがい もう はったつ 圏 域 単位での必置を義務づける。また、視覚 障 害・聴 覚 障 害・盲 ろう・発 達 しょうがい こうじのうきのうしょうがい なんびょう そうたいてき かず すく しょうがい 障害・高次脳機能障害・難病などの相対的に数が少ない障害に しえん こういきてき せん たー など とどうふけん は 対 応 する支援 (広 域 的 センター等)について都道府県の果たすべき 広 域 的・ ぐたいてき きてい なに せんもんてきしえん 専門的支援とは何か、も具体的に規定する。

すうちもくひょう じちたいれべる たっせい あ ちいきかだい じゅうなん (数値 目 標 を自治体レベルで 達 成 し、合わせてその地域課題についても 柔 軟 にと く ちいきじりつしえんきょうぎかいなど しか づく ひつよう 取り組むためには、地域自立 支 援 協議会 等 にどのような仕掛け 作りが必 要か?)

ちいき かいけつこんなん じれい しょうがいふくしけいかく はんえい ため (その地域における解決困難な事例が、障害福祉計画などに反映される為に ちいきじりつしえんきょうぎかい ありかた

は、地域自立支援協議会のあり方はどのようなものであるべきか。)

ちいきじりつしえんきょうぎかい さーびす こーでぃねーと きかん やくわり めいかくか・地域自立支援協議会はサービスをコーディネートする機関として役割を明確化

する。

ちいきかだい たいしていけん ていしゅつ むね めいかく けんげん ふよ

・地域課題に対して意見を提出できる旨、明確な権限を付与すること。

ちいきじりつしえんきょうぎかい こうせいしゃ しゃかいしげん つく にんしき うす いしき・地域自立支援協議会の構成者に、社会資源を作るという認識が薄い。意識かいかく とうじしゃだんたい しゅたいてき ちいきじりつしえんきょうぎかい改革につなげるために、当事者団体が主体的に地域自立支援協議会のうんえい かか 運営に関わる。

そうだんしえん とうじしゃ かか のぞ

・相談支援についても、当事者が関わっていくのか望ましい。

かんみんれんけい はか すうちもくひょう たっせい じゅうよう・よりよい 官 民 連 携 を 図 りながら、数 値 目 標 を 達 成 することが 重 要 。

なりない 自氏 建物を図りながら、 数値 日 標を建成することが 里 安

ちいきじりつしえんきょうぎかい しょうがいふくしけいかく つく ひつよう・地域 自立 支 援 協 議会が 障 害 福祉 計 画を作るということが必要。

心域日立文 後 励 磁会が 降 音 価値 引 画 を に るこうしこが 必 安。

ちいきじりつしえんきょうぎかい ほんにん きぼう す あ ぎょうせい ていげん おこな・地域自立支援協議会は本人の希望を吸い上げ行 政への提言を行うよう ほうてき いち じゅうよう

な法的な位置づけが重要。

ちいきじりつしえんきょうぎかい せさくすいしんきょうぎかい す わ ひつよう

・地域自立支援協議会と障害者施策推進協議会との棲み分けが必要。

しちょうそん きぼ さまざま すべ ちいきじりつしえんきょうぎかい ぎむせっち むずか

・市 町 村の規模も様 々であり、全てに地域自立支 援 協議会の義務設置は 難

しい。

ちいきじりつしえんきょうぎかい でいーぶい こ たぶんや あ と く・地域自立支援協議会にこだわらず、D V・子どもなど他分野も合わせて取り組ほうかつてき しすてむ てきせつ たいおうむ包括的なシステムにより適切に対応できるようにすればよい。

ちいきじりつしえんきょうぎかい ほうてき いち さだ うえ 【まとめ】地域自立 支 援 協 議会については、法 的 な位置づけを 定 めた 上 で、その ちいき かいけつこんなんじれい と く なか しょうがいふくしけいかく 地域における 解 決 困 難 事例に取り組む 中 で、 障 害 福祉 計 画 へとつなげる やくわり いち すうちもくひょう もにたりんぐ もんだい せさく 役 割 として 位 置づける。また、数値 目 標 のモニタリングの 問 題 は、施策 すいしんきょうぎかい やくわりぶんたん ふく おやかいぎ ぎろんいただ じょうき 推 進 協 議会との役割分担も含め、親会議でご議論 頂 く。ただ、上記 やくわり は ほうほう しちょうそん じつじょう いちさだ はばの役割を果たすための方法については、市町村の実情によって一定の幅

があってよい。

ちゅうちょうきてき しょうがい りかい ふきゅうけいはつ かん じちたい やくわり (中長期的な、障害の理解や普及啓発に関しての自治体の役割とは、 ぐたいてき

具体的にはどのようなものか?)

じちたい いっぽうてき はっしん こうか うす ちいきじゅうみんなど ま こ・自治体から 一 方 的 に 発 信 するだけでは効果は 薄 い。地域 住 民 等 を巻き込ん かたち こうりゅう すす ひつよう でいくような 形 で 交 流 を 進 める 必 要 がある。

こ としつき けいか しょうがい じょうたい か く かえ けいはつ・子どもは年 月を経過するとともに 障 害 の 状 態 が変わる。繰り返し啓発がひつよう 必要。

ちゅうちょうきてき じちたいれべる ちいきじりつしえんきょうぎかい た・中 長 期 的にいえば、自治体レベルだけでなく、地域自立支援 協 議会その他 ほうかつせん たー れんけい ふく ふきゅう けいはつ ひつよう 包括センターの連携を含めて 普 及 啓 発が必要。

ぼらんてぃあ いくせい ちいきせいかつしえんじぎょう ひっすじぎょう ・ボランティアの 育 成 も地域 生 活 支援 事 業 の必須 事 業 とすべき。

ぎむきょういく なか けいはつ ひつよう

・義務教 育の中で啓発が必要。

ふきゅうけいはつ いっぽうてき こうか うす がっこうきょういく だんかい 【まとめ】普及啓発は、一方的なものでは効果が薄い。学校教育の段階かく かえ けいはつ ひつよう こうれいしゃしえん た ふくしぶんや れんけいらの繰り返しの啓発が必要であり、高齢者支援など他の福祉分野と連携した ふきゅうけいはつ ひつよう 普及啓発が必要。

こみゅにけーしょんしえん いどうしえん かん こべつきゅうふか さい (コミュニケーション支援、および移動支援に関しては、個別給付化した際に、どの せいどせっけい はんい りゆう

ような制度 設 計 であればよいか?その範囲はどうあるべきか?その理由は?)

こみゅにけーしょんしえん さーびすていきょうしゃ きょうきゅう ふ ほうしゅう・コミュニケーション支援は、サービス 提 供 者 の 供 給 を増やすこと、報 酬 のせってい せいさ ひつよう いどうしえん きょういく こよう たぶんや 設 定 について精査することが 必 要。移動支援は、教 育 ・雇用など他分野ぎょうせい ちょうせい ぜんこくいちりつ きじゅん さだ ひつよう 行 政 と 調 整 し、全 国 一 律 の 基 準 を 定 めていく 必 要 がある。

りょうしゃふたん た さーびす せいごうせい はか こくみん なっとく かたち・利用者負担は、他のサービスとの整合性を図って国民の納得する形にする ひつよう 必要がある。

こみゅにけーしょんしえん いどうしえん りょうしゃ しえんしゃ あいだ けいやく・コミュニケーション支援・移動支援ともに、利用者と支援者との 間 で契約し、

じぎょうしょ とうろく のぞ 事業所に登録するかたちが望ましい。

こうひふたん はんい げんてい

・公費負担の範囲を限定されるのもやむなし。

りょうしゃふたん もう しゃむけつうやく かいじょいんはけんじぎょう
・利用者負担はなしにすべき。「盲ろう者向け通 訳・介 助 員 派遣 事 業」につ
もう しゃひとり ねんかんはけん じかんすう つうやくしゃきんたんか
いては、盲ろう者一人あたりの年間派遣できる時間数と通 訳 謝 金 単価の
さいていきじゅん つく ぎむ
最 低 基 準 を 作 り、義務づけるべき。

しょうがい うむ はな とうぜん けんり
・ 障 害 の有無にかかわらず「話 す」ことは 当 然 の権利 であるため、
こみゅにけーしょんしえん りょうしゃふたん かんが なじ ほうてき ほしょう
コミュニケーション支援に利用者負担という 考 えは馴染まない。法 的に 保 障
ひつよう
される 必 要 がある。

こみゅにけーしょんしえんじぎょう どうよう じんざいようせい かん じぎょう ひっす・コミュニケーション支援事業と同様に人材養成に関する事業も必須じぎょう事業とすべき。

げんざい おも じりつしえんきゅうふ ちいきせいかつしえんじぎょう わくぐみ ふくし・現 在は主に「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つの枠組みで福祉さーびす けってい ここ にーず おうじたしえん あんしん う しサービスが決定されているが、個々のニーズに応じた支援が安心して受けられるショでむ ひつよう ステムが必要である。

こべつきゅうふ ちいきせいかつしえんじぎょう く なお じっし ・個別給付にこだわらず、「地域生活支援事業」を組み直して実施できるもの

もある。

こみゅにけーしょんしえん じんけん もんだい しえんひ とき どうよう ふたん もと・コミュニケーション支援は 人 権 の 問 題 であり、支援費の 時 と 同 様、負担を 求 め

るようなものではない。

しえんひじだい さーびす かた もと じぎょう かくだい せいり・支援費時代のサービスのあり方を基に、さらに事業を拡大すべきと整理する。

しょうがいていどくぶん さーびすりょう き にーず

・障害程度区分によってサービス量が決められるのはおかしい。ニーズがあればすべかばー てカバーすべき。

こうへいせい かくほ ひつよう きじゅん ひつよう 公 平 性は確保する必 要がある。基 準は必要。

もう しゃ しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃ あいだ りょう ふくし・盲 ろう 者・視覚 障 害 者・聴 覚 障 害 者の 間 でも、利用できる福祉 さーびす りょうなど ふこうへい しょう にーず おう ふくしさ でっぱっ サービスや 量 等に不公平が 生 じている。やはり、ニーズに応じて福祉サービス う しょうがいしゃあいだ かくさ ざいげん かぎ が受けられるように 障 害 者 間の格差をなくしてほしい。また、財源は限られ さいていきじゅん もう ぎむづ じっし ているので、最 低 基 準を設けて義務付けて実施してもらいたい。

こみゅにけーしょんしえん けんり そうとう こくみんてきごうい・コミュニケーション支援は権利としてとらえるならば、相 当 の 国 民 的 合意が ひつよう 必 要。

せいかつ こみゅにけーしょんしえんぜんぱん ほうてき いちづけあおてんじょう しえん・生 活におけるコミュニケーション支援全般を法的に位置付け青天 井で支援 こんなん することは困難ではないか。

こみゅにけーしょんしえん しゃかいせいかつ なか たいおう ひつよう 【まとめ】コミュニケーション支援については、社会生活の中で対応すべき必要な きじゅん もう ぎむてきけいひ むりょう きばんせいび 基準を設け、義務的経費で無料とする。その基盤整備のうえに、さらに教育・ こよう じんけん かんてん ひつよう しえん かた べっと しょうらいてき りっぽう 雇用・人権などの観点から必要な支援のあり方を別途、将来的な立法 じょうほうこみゅにけーしょんほうなど けんとう にだんかい だんかいてき しえん (情報コミュニケーション法等)で検討する。この二段階で段階的に支援の りょう かくだい ひつよう 量 を拡大していく必要があるのではないか。

ちいきせいかつしえんじぎょう みなお じちたい やくわり かん ぎろん も (「地域 生 活 支援 事 業 の見 直 しと自治体の 役 割 」に 関 して、これまでの議論で漏 じゅうよう かだい

れている 重 要 な課題はあるか?)

そうだんしえん いちづ めいかくか じどう きょういく こよう たぶんやぎょうせい 相談支援の位置付けの明確化、児童・教育・雇用など他分野行政とれんけい

の連携について。

せいねんこうけんせいど ぎょうせい ちいきじりつしえんきょうぎかい せっち ぎ・成 年 後 見 制度について 行 政 のかかわり、地域自立 支 援 協 議会の設置の義むかおよ しょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい かんけい 務化 及び 障 害 者施策推進協議会との関係について。

じんざいようせい きばんせいび えんぱわめんとじぎょう とりく しょくほうちょうかく・人 材 養 成 などの基盤整備、エンパワメント 事 業 の 取 組み、 触 法 聴 覚しょうがいしゃ しえん 障 害 者 の支援について。

もう しゃむ つうやく かいじょいん ようせいじぎょう はけんじぎょう せっと たいおう・盲 ろう 者向け 通 訳・介 助 員の養 成 事 業も派遣 事 業とセットで 対 応 し、 ぎむてきけいひ こーでぃねーたー はいち じんけんひ じむけいひ 義務的経費でまかなってほしい。また、コーディネーターを配置し、人 件費や事務経費 など ほしょう 等も保障してほしい。

しゃかいせいかつうえひつよう しえん いどうしえん いちづ・「社会生活上必要な支援」として移動支援を位置付けたらどうか。

かつどう はんい もう ひつよう しょうがい うむ かか とお いどう : 活動の範囲は設ける必要がある。障害の有無に関わらず、遠くに移動する だれ かね ひつよう ていどこじんふたん ふ えには誰でもお金は必要。ある程度個人負担が増えるのはやむを得ないのではない

か。

つうがく いどうしえん みと だいがくこうない だいがくがわ たいおう・通 学の移動支援を認めてほしい。大 学 構 内であれば大 学 側で対 応できるだいがく しえん う つうきん どうよう かいしゃが、大 学までの支援が受けられないのはおかしい。通 勤 も 同 様 、会 社 までのいどうしえん ひつよう 移動支援が必 要。

いどう かん しえん じゅうどほうもんかいご こうどうえんご いどうしえん・移動に関する支援である「重度訪問介護」、「行動援護」、「移動支援」 いっぽんか を一本化してはどうか。

もう しゃ つうやく かいじょ ぱあい こみゅにけーしょん いどう しえん どうじ・盲 ろう 者 の 通 訳 ・ 介 助 の場合は、コミュニケーションと移動の支援が同時に ひつよう いどうしえん いっぽんか つうやく かいじょ いどうしえん ぶぶん じょがい 必 要。移動支援が一本 化されると、通 訳・介 助 の移動支援の部分が除 外 さもう しゃ つうやく かいじょ こみゅにけーしょん れてしまうのではないか。盲 ろう 者 の 通 訳・介 助 については、コミュニケーションしえん いどうしえん ぶんり 支援と移動支援を分離しないでほしい。

つうがく いどうしえん まな つうきん いどうしえん はたら もう しゃ いどう 通 学 は 「移動 支 援 + 学 ぶ」、通 勤 は 「移動 支 援 + 働 く」、盲 ろう 者 は 「移動 しえん こみゅにけーしょんしえん かんが いどうしえん いっぽんか 支 援 + コミュニケーション支 援」のように 考 えれば、移動 支 援 を 一 本 化 してもじょがい 除 外 されることはない。

いどうしえん こみゅにけーしょんしえん いっしょ むずかしい ・ 移動支援とコミュニケーション支援を ー緒にするのは難しいのではないか。

しんぽう しかくしょうがい ちょうかくしょうがい もう しゃ どうよう ていぎ 新法では、視覚障害、聴覚障害のように、盲ろう者も同様に定義なせいび ど整備すべき。

じんざいいくせいなど しちょうそん たんどく とどうふけん 【まとめ】人 材 育 成 等、市 町 村 が 単 独 ではできないことについて、都道府県が こういきちょうせい せんもんてき しえん おこな いどうしえん せいど じゅうふく 広 域 調 整・専 門 的 な支援を 行 うこと。移動支援については、制度の 重 複、

しちょうそんかくさ つか げんじょう ふくし はんい ぐたいてき たいおう市町村格差や、使いにくい現状もあり、福祉の範囲で具体的にどこまで対応だいにき ぐたいてき けんとうすべきか、第二期で具体的に検討する。